

令和 6 年 第 7 回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和 6 年 7 月 1 0 日（水）午前 9 時 3 5 分～
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第 1 会議室
3. 委員総数	1 2 名
4. 出席した委員（10 名）	1 番 佐々木純子 2 番 加藤朋光 3 番 佐々木鋼記 4 番 須田貴志 5 番 齋藤一成 6 番 巴 朋之 7 番 須藤孝子 8 番 須田 久 10 番 森 孝良 12 番 小林 豊 （傍聴人 推進委員 伊藤盛雄 ）
5. 欠席した委員（2 名）	9 番 佐藤久美子 11 番 遠藤 豊
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	3 番 佐々木鋼記 4 番 須田貴志
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 副主幹 齊藤雄介
9. 議事日程	第 1 議事録署名委員の指名 第 2 会議書記の指名 第 3 会期の決定 第 4 諸般の報告 第 5 議案審議
報告第 1 1 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について ・・・【 2 件】
報告第 1 2 号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【 1 件】
議案第 2 0 号	農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について ・・・【 1 件】

◆事務局長

ただ今より、令和6年第7回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午後9時35分)

◇会長

おはようございます。

今年の梅雨は梅雨らしい梅雨といたしますか、去年まではカラ梅雨傾向でありましたけれども、毎日のように雨が降り続いております。特に、昨日は大雨となりまして、私の水田も冠水したところがありました。今晚も雨予報ということで、皆さんにも注意していただきたいと思います。雨もそうですが、この梅雨空で日照不足が続いておりまして、そちらの影響も今後出て来るのではないかと心配しております。

さて、2回目の地域農業者協議会が今後、毎週のように各地区で開催されることになっております。皆さんにも通知を差し上げますが、ぜひ、地元の協議会に出席していただくようお願いいたします。

◆事務局長

ありがとうございました。

これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いします。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。9番佐藤久美子委員、11番遠藤豊委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中10名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

3番 佐々木鋼記委員 4番 須田貴志委員の両名をお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日 1 日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

◇議長

日程第 4 諸般の報告

6 月 2 1 日、一般社団法人秋田県農業会議の通常総会が秋田市で開催され、出席しております。主な案件としては、前年度の事業報告と決算、今年度の事業計画というものでありましたが、理事等の改選もありまして、長年、会長を務められました二田会長が退任し、秋田市農業委員会の佐々木会長が就任しております。

7 月 3 日、由利畜産共進会が由利本荘市のあきた総合家畜市場で開催され、遠藤職務代理から出席いただいております。

それから、昨年度から開催されております、地区別の「地域農業者協議会」が 6 月 2 5 日、釜ヶ台地区で開催され、担当の農業委員、推進委員の皆さんから出席いただいております。本日も金浦地区の協議会が開催されますが、今後、8 月末までに全地区で開催される予定となっております。また、稲刈り後には、3 回目の協議会を全地区で開催する予定となっておりますので、委員及び推進委員の皆様の出席とご協力をよろしくお願いいたします。

◇議長

日程第 5 議案審議に入ります。

報告第 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 4 ページとなります。

報告第 1 1 号－1 は、上流の農地・水路の荒廃により、水の確保が困難になったということでの解約であります。

報告第 1 1 号－2 は、受け手の規模縮小により解約するものです。今年度は所有者が大豆を作付けする計画ですが、当該地域では、今年度末に法人が設立される予定となっておりますので、来年度以降は法人に利用権設定されるものと思われれます。

- ◇議長 報告第 1 1 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見等ないので、報告第 1 1 号については同意することに決定してご異議ございませんか。
- ・・・〈異議なしの声〉・・・
- ◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。
- ◇議長 次に、報告第 1 2 号 農地の転用事実に関する照会についてを上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書 5 ページからになります。
- 農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。位置図、公図、現況写真を 6 ページから 8 ページに掲載しておりますが、場所は J R 金浦駅東側、市道沿いにある登記地目が「畑」の農地です。
- 8 ページの現況写真をご覧いただければ解るかと思いますが、当該地は、駅東側が宅地として開発されたときに、道路用地として買収された残地と思われます。面積も小さく、農地としての利用は見込めないことから、非農地として回答しております。
- 現地につきましては、小林会長、須藤委員に確認していただいております。
- ◇議長 報告第 1 2 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見等ないので、報告第 1 2 号については同意することに決定してご異議ございませんか。
- ・・・〈異議なしの声〉・・・
- ◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第20号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書9ページからとなります。

位置図、公図、現況写真等を15ページから17ページに掲載しておりますが、申請地は、大竹地区にあります「金浦温泉・学校の栖」敷地に隣接する、登記地目が「田」、現況地目が「畑」の農地です。

申請者である譲受人は、「金浦温泉」を経営しております。施設への給湯量を増やす目的と、お客さんから要望の多い露天風呂の将来的な整備のため、隣接する申請地に、新たにボイラーと貯熱タンクを設置しようとするものです。

申請地は、10haの一団の農用地の区域内にあることから、第1種農地と判断しておりますが、転用目的が既存の施設の拡張で、転用面積が既存施設面積の2分の1以内であることから、許可相当と判断しております。現地につきましては由利地域振興局職員及び小林会長、須藤委員に確認いただいております。

◇議長

議案第20号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇10番
森委員

13ページ、事業計画書の8番にある「一体利用する農地以外の土地」に、にかほ市所有の土地がありますが、同意状況の記載がありません。同意の状況はどうなっていますか。併せて、反対側の隣接地の同意状況についても伺います。

同じく、事業計画書9番に「盛土の有無」が有となっておりますが、既存施設の高さまで盛土するということによろしいですか。

最後に、申請地の転作状況が「荒廃地」となっていますが、写真を見る限り荒廃地には見えません。そちらの状況についても教えてください。

◆事務局班長

お答えいたします。

にかほ市の同意についてですが、工事については市側に報告しているとは聞いておりますが、「同意書」という形では確認しておりませんので、今後提出を求めます。

反対側の隣接地の同意については、その隣接地の所有者が譲渡人でもありますので、同意しているとみなされるという考えです。

盛土については議案書には載せてありませんが、計画図面を提出してもらっていて、既存施設の敷地と同じ高さになるように盛土する計画となっております。

最後の転作状況ですが、写真にも伐採した木や枝がまとめられているのが見えるかと思いますが、大分前から荒廃地という扱いとなっており、現在は転作確認の対象地となっておりませんでした。伐採前の状態が不明のため、非農地の判断もできなかったものであります。

◇議長

他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次に、議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書20ページからとなります。市長より、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて31件でありまして、うち賃借権の新規が5件、再設定が24件、使用貸借権は全て新規の2件で、利用権設定の総面積は377,839㎡です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

それでは説明いたします。

議案第21号－1と2は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号－3 は、賃借権の新設であります。以前から両者で賃貸借しておりましたが、農地中間管理事業に切り替えるということで解約したものの、その後契約更新されないまま耕作されておりました。その渡人が今年 2 月に亡くなったこともあり、改めて相続人と使用貸借の権利を設定するものであります。受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号－4 から 21 は、受人が同一で、いずれも賃借権の再設定であります。賃借料が、10 a 当たり ■■■■ 円と ■■■■ 円となっておりますが、■■■■ 円の農地は全てではありませんが、保全管理のため ■■■■ 円となっているものです。受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号－22 は、賃借権の新設であります。今年 1 月に解約の報告をした農地で、受人の耕作する農地が周辺にあることから権利の設定に至ったものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号－23 は、賃借権の新設であります。これまで渡人が自作しておりましたが、高齢等の理由により権利設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号－24 から 26 は、受人が同一で、いずれも賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号－27 と 28 は、受人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。先月の議案にもありましたが、受人が水稻の作付を再開するということで候補地を探しており、今回の権利設定に至ったものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号－29 は、賃借権の新設であります。これまで渡人が自作しておりましたが、規模縮小のため、水稻作付けの一部を権利設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号－30 は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号－31 は、賃借権の新設であります。これまで渡人が自作しておりましたが、規模縮小及び周辺には外に渡人が耕作する農地がないことから、周辺を耕作する受人に権利設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第 2 1 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇ 8 番

須田委員

質問ではなく、意見です。

議案第 2 1 号－ 2 7 と 2 8 についてであります。受け手が市外にお住まいの方ということでもあります。

この農地は、ほ場整備された農地ですが、ほ場整備された農地でも最近休耕地が増えてきておりますので、地域外の受け手による利用権であっても、耕作してもらえることは非常に有難い話だと思います。

ただ、地域には、道路、水路等の維持管理に関する地域のルールがあり、その内容も地域毎に違いがあります。また、現在はその共同活動に支障を来すほどに農家の数も減り、維持管理も困難になっております。

契約に当たっては、農業委員会としてもそうですが、所有者からも「こういうルールがあるんだよ」ということを受け手に説明し、了解してもらった上で契約するような形でないと、トラブルに発展する可能性もありますので、指導をお願いしたいと思います。

◆ 事務局長

意見に対する回答ではありませんが、この件の経緯についてお話しします。

2 7 の渡人は、いわゆる土地持ち非農家で、なかなか会うこともありませんので聞いておりませんが、2 8 の渡人は、4 年くらい前に離農した方です。偶然、市役所に来た時に話を聞くことが出来まして、受人がネギを作付けする方だということは知っていたみたいで、貸借の条件として、水稻の作付けと草刈り等の維持管理を条件としたと聞いております。

4 年くらい前に離農したものの、その後も草刈り、耕起等の維持管理は、所有者である渡人がやっており、農地の状態も非常に良好に保たれておりますので、水稻を作付けしてもらいたいということだと思われます。

◇議長

須田委員の意見は十分理解しながら、今後、周知に努めていきたいと思っております。

◇議長

他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第 21 号について、
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございます。

(閉会 午前 10 時 7 分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和6年7月10日

議事録署名委員

総会議長	会長	印
------	----	---

委員	3番	印
----	----	---

委員	4番	印
----	----	---